

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年9月30日までの期間及び27年5月1日から同年8月31日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を26年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月30日に、資格取得日に係る記録を27年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、26年5月から同年7月までは3,500円、同年8月は4,000円、27年5月から同年7月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年4月まで

私は、昭和26年4月1日から28年4月まで、A氏のB丸に甲板員として乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 当時の複数の同僚は、「B丸は、夏場（5月ごろから9月ごろまで）は鰹漁、冬場（11月ごろから翌年3月ごろまで）は鮪漁をそれぞれ行っていた。申立期間当時、申立人は、B丸には夏場の鰹漁の漁期にだけ乗船勤務していた。」旨を供述している上、申立人も、「最初の頃は、鮪漁には乗せてくれず、鰹漁の時だけであったことを思い出した。」旨を述べている。

また、Aの船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、昭和26年（5月1日から9月29日まで）及び27年（5月1日から8月30日まで）については夏場にのみ、同氏が所有する船舶に甲板員として船員保険の被保険者資格を取得している同僚が15人以上確認できるところ、前述の同僚の供述から、当該甲板員は夏場の鰹漁に乗船勤務していたことがうかがわ

れる。

さらに、当時の同僚の供述から、申立期間当時、Aが所有する船舶はB丸のみであったことが推認できる上、複数の同僚からは、「B丸には、鯉漁の漁期には40人から50人が乗船勤務していた。」旨の供述が得られたところ、同氏の船員保険被保険者名簿を見ると、昭和26年5月1日から同年9月29日までは47人から48人、27年5月1日から同年8月30日まで45人から48人が同氏で船員保険に加入していることが確認できることから、当時、同氏が所有する船舶では、乗船勤務者はほぼ全員船員保険に加入させていたものと考えても不自然ではない。

加えて、複数の同僚等が氏名を記憶していた同僚6人は、Aの船員保険被保険者名簿を見ると、全員、同氏で船員保険に加入していることが確認できることから、申立人についても、他の同僚と同様、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年9月30日までの期間及び27年5月1日から同年8月31日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種（甲板員）で同年代の同僚等の船員保険被保険者名簿の記録から、昭和26年5月から同年7月までは3,500円、同年8月は4,000円とし、27年5月から同年7月までは4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年5月から同年8月までの期間及び27年5月から同年7月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年5月1日までの期間、同年9月30日から27年5月1日までの期間及び同年8月31日から28年4月までの期間について、申立人は、前述の複数の同僚の供述及び申立人の主張から、AのB丸に乗船勤務していなかったことが推認できる。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年5月1日までの期間、同年9月30日から27年5月1日までの期間及び同年8月31日から28年4月までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成13年4月から同年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月28日から13年7月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額（9万8,000円）が、実際に支給されていた金額（16万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管する「平成13年分所得税源泉徴収簿」から、申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から同年6月までの期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、平成12年11月から13年3月までの期間につい

て、前述の「平成 13 年分所得税源泉徴収簿」を見ると、13 年 1 月から同年 3 月までの保険料控除額は、社会保険事務所に届出された標準報酬月額（9 万 8, 000 円）に見合った額であることが確認できる上、申立人が提出した「預金取引明細表」を見ると、12 年 12 月から 13 年 3 月までの各月における、申立人への給与支給額はおおむね同額であることが確認できることから、12 年 11 月及び同年 12 月の保険料控除額も、13 年 1 月から同年 3 月までと同様、社会保険事務所に届出された標準報酬月額（9 万 8, 000 円）に見合った額であると考えても不自然ではない。

このほか、平成 12 年 11 月から 13 年 3 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和36年11月6日から平成4年5月20日まで、A社に継続して勤務しており、同社の本社から同社B工場へ異動した際の資格喪失日が昭和48年10月1日とされ、同年10月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社の本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、「当時、A社の本社から同社B工場へ一緒に異動した同僚はいなかった。」旨を述べており、オンライン記録により、昭和48年10月1日を両事業所での被保険者資格の得喪日とされている者が1人確認できるものの、同年11月1日を資格の取得日及び喪失日とされている者は確認できないこと、及び両事業所の事業所別被保険者名簿において確認できる、申立人のA社での健康保険証の返納日（昭和48年11月7日）及び同社B工場での健康保険証の発行日（昭和48年11月9日）から、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

48年9月の同社の事業所別被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

高知厚生年金 事案 365 (事案 77 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 9 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 36 年 8 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 38 年 9 月 12 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、36 年 8 月から 37 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 38 年 8 月までは 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 39 年 7 月ごろまで

私は、昭和 36 年 4 月ごろから 39 年 7 月ごろまで、A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成 20 年 3 月 5 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は明確でないと述べているほか、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる給与明細書等の資料も無く、A 社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票を確認しても、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない上、当時の同僚からも、厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述が得られなかったこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が新たな事情として氏名を挙げた複数の同僚を調査したところ、オンライン記録により、昭和36年8月1日から同年12月19日まで、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、「申立人は、私が入社した時にはすでにA社に勤務していた。」旨を供述していること、及び38年9月11日に同社で資格取得している複数の同僚は、「私が入社したときには、申立人は勤務していた。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間のうち、36年8月1日から38年9月11日まで、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚からは、「当時のA社の従業員数は、15人から20人程度であった。」旨の供述が得られたところ、オンライン記録によると、申立期間当時において、A社での厚生年金保険の被保険者資格の取得者数は、10人から19人で推移していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚16人は、全員、オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、他の同僚と同様、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和36年8月から38年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代である同僚のA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和36年8月から37年9月までは1万8,000円、同年10月から38年8月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年8月から38年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月ごろから36年8月1日までの期間及び38年9月12日から39年7月ごろまでの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、同僚からの供述は得られ

ない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私は、私の兄の友人であり、かつ頻繁に自宅を訪れていた役場職員からの勧誘を契機に国民年金に加入するとともに、毎月、当該役場職員に国民年金保険料を預けて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を預けていたと主張する兄の友人は、申立期間当時、申立人が居住する町の役場職員であるものの国民年金の担当職員ではなかったことが確認できる上、申立人の家族との趣味を通じた付き合いを目的に、申立人の自宅を訪れていたと申し述べている当該役場職員が、継続して申立人の国民年金保険料を預かっていたとは考え難い。

また、オンライン記録等によると、申立期間当時、申立人と同居していた家族のうち、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのは申立人の父親のみで、申立人の母親及び兄も申立期間の国民年金保険料は納付済みとされておらず、申立人からは、国民年金保険料を納付した回数及び納付時期について、具体的な供述が得られず、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月ごろから 56 年 1 月 31 日まで
② 昭和 57 年 9 月 5 日から 58 年 10 月 11 日まで
③ 昭和 61 年 9 月ごろから 62 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①、②及び③において、A社の店舗に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B県内に所在するA社の店舗に、従業員として勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 63 年 11 月 1 日とされており、申立期間①、②及び③は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当時のA社の役員からは、「当時、A社が運営する事業の従業員の厚生年金保険については、C社で加入させていた。」旨の供述が得られたところ、当時、C社で厚生年金保険に加入している同僚の供述からは、申立人は、申立期間①において、A社の店舗に勤務していたことは推認できるものの、申立期間②及び③において、申立人が同事業所に勤務していた旨の供述は得られない。

さらに、オンライン記録により、当時、C社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社に勤務していたとする同僚は、いずれも同事業所での職種は事務職であると供述している上、当時、店舗の支配人であったと申立人が記憶する同僚も、オンライン記録によると、C社で厚生年金保険に加入した記録は確認できないことから、当時、同事業

所では、店舗の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月ごろから 55 年 5 月ごろまで
② 昭和 59 年 6 月 24 日から 61 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 63 年 1 月 21 日から平成元年 4 月 14 日まで
④ 平成元年 6 月 27 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 2 年 2 月 1 日から同年 5 月まで
⑥ 平成 4 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで
⑦ 平成 8 年 11 月ごろから 10 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①から⑦までにおいて勤務していた 7 事業所について、いずれも厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所において、出荷作業員として、1日5時間勤務していた旨を主張しているが、当時の同僚等からは、申立人の同事業所での勤務状況についての供述が得られない。

また、B事業所C支所（A事業所の後継事業所）は、「当時は、出荷作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を供述している。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するD事業所及び当時の同僚の供述から、申立人は、同事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚等の供述からは、申立人の同事業所での勤務期間を特定することはできない。

また、当時の複数の同僚等は、「当時のD事業所の従業員数は、パートも含めて8人から10人程度であった。」旨を供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②におけるD事業所での厚生年金保険被保険者数は5人から7人であることが確認できる。

さらに、D事業所は、「短時間勤務の人や、厚生年金保険に加入したく

ないという人には加入させていなかった。」旨を供述している上、複数の同僚からは、「自分から厚生年金保険に加入させてくれるように頼んだ。」、「フルタイム勤務の人でも、夫の扶養となるため厚生年金保険に加入していない人もいたようだ。」旨の供述が得られたことから、当時、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、E事業所のF支店に販売員として勤務していた旨を主張しているが、当時の同僚等からは、申立人の同事業所での勤務状況についての供述が得られない。

また、E事業所は、「原則として、全支店の販売員は委任契約であり、厚生年金保険には加入させず、完全歩合給制であった。なお、昭和63年12月以降、社員となった一部の販売員は厚生年金保険に加入させることとしたが、社員にならない販売員は、従前と同様、厚生年金保険には加入させていない。」旨を供述している。

さらに、E事業所のF支店に内勤社員として勤務していた複数の同僚は、「当時、セールスマン（営業）は社会保険に加入していないと思う。」旨を供述している上、E事業所健康保険組合においても、申立人の健康保険加入記録は見当たらない。

- 4 申立期間④について、当時の同僚の供述から、申立人は、その主張どおりG事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同事業所での勤務期間を特定することはできない。

また、当時の複数の同僚等からは、「当時、G事業所では、見習期間が3か月以上あり、当該期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。自分も入社から約6か月後に、ようやく厚生年金保険に加入させてくれた。」旨の供述が得られていることから、申立人は、同事業所を見習期間中に退社した可能性は否定できない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、H事業所に勤務していた旨を主張しているが、当時の同僚等からは、申立人の同事業所での勤務状況についての供述が得られない。

また、当時の複数の同僚からは、「H事業所には試用期間のようなものがあり、当該期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨の供述が得られた上、オンライン記録によると、複数の同僚は、H事業所の入社日から3か月以上経過した後に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、同事業所を試用期間中に退社した可能性は否定できない。

さらに、申立期間⑤を含む平成元年9月22日から8年10月26日までの期間について、H事業所のオンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は見当たらない。

い。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、I事業所に勤務していた旨を主張しているが、当時の同僚等からは、申立人の同事業所での勤務状況についての供述が得られない。

また、当時の複数の同僚からは、「I事業所には、3か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨の供述が得られた上、I事業所からも、「人によって様々であるが、入社から最短でも3か月、おおむね6か月くらいまでは試用期間であった。」旨の供述が得られたことから、申立人は、同事業所を試用期間中に退社した可能性は否定できない。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、J事業所に勤務していた旨を主張しているが、当時の同僚の供述から、申立人が勤務していた事業所は、同事業所の後継会社であるK事業所であることは推認できる。

しかし、当該同僚の供述からは、申立人のK事業所での勤務期間を特定することはできない。

また、申立人は、「K事業所では、だいたい午前中のみ半日勤務であった。」と供述しているところ、K事業所からは、「申立期間当時、パートや臨時の人は、勤務時間に関係なく、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述が得られており、申立人が供述する当時の勤務状況等から判断すると、申立人は、同社ではパート又は臨時職員として採用され、厚生年金保険には未加入とされていたことがうかがわれる。

- 8 なお、申立人は、申立期間②から⑥までに勤務していた5事業所について、申立期間②から⑥まで以外の期間にも、勤務していた可能性のある期間をそれぞれ述べているものの、当時の複数の同僚等からは、当該期間において申立人が5事業所に勤務していた旨の供述は得られない。

このほか、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①から⑦までにおいて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑦までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月12日から30年8月31日まで
私は、昭和27年5月12日から30年8月30日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の氏名がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、申立人が記憶する当時の同社の取締役の氏名が商業登記簿謄本により確認できることから、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の複数の同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、申立人が氏名を記憶し、かつA社の社員寮で同室であったとする同僚も、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できないことから、当時、同社では、必ずしも勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない上、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月ごろから 42 年 6 月ごろまで

私は、昭和 41 年 1 月ごろから 42 年 6 月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「契約申込書手控」に記載されている年月日から、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月 24 日から同年 3 月 31 日まで、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、A社に同時期に入社し、申立人の同社退社後も継続して勤務していたと氏名を記憶する同僚は、「私は、3、4か月の研修期間終了後、職員に登用される前にA社を退社したので、同社では、厚生年金保険に加入していない。」旨を供述している上、オンライン記録においても、当該同僚が同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

また、B社（平成 22 年 4 月 13 日にA社から名称変更）は、「外務員は、職員に登用されてから厚生年金保険に加入させていた。また、職員に登用された外務員については、在籍記録に登載しているが、申立人の氏名は当該記録に登載されていないので、申立人は、職員に登用される前に退社したものである。」旨を供述している上、申立人も、「提出した契約申込書手控以外に、外務員として契約の手続を行った記憶はない。」旨を供述していることから、申立人の勤務期間は当該契約申込書手控の日付で確認できる期間とほぼ同期間であり、職員に登用される前に、厚生年金保険に未加入のままA社を退社したものと考えることが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月19日から44年3月20日まで
私は、昭和38年10月19日から44年3月19日まで、A社B作業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月10日から41年3月15日まで、A社B作業所が実施していた国道改良工事の第1期工事に従事していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B作業所は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、四国内で厚生年金保険の適用事業所として確認できるA社の事業所は、C社（A社の前身会社）D支店のみであることから、同事業所の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない上、同事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚からは、「申立人は、A社の社員であったかどうかは不明であるが、少なくとも厚生年金保険に加入させる正社員ではなかった。」旨の供述が得られた。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月1日から41年3月31日までの期間（事業所名は不明。）及び41年11月7日から同年11月19日までの期間（E社）については、雇用保険に加入していることが確認できるところ、不明の事業所は、前述の同僚等の供述から、A社B作業所が実施していた国道改良工事の下請会社として名前の挙がったF社であったことがうかがわれるものの、同事業所の被保険者原票を見ても、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間当時、国道改良工事に同事業所のアルバイトとして従事していた期間があった旨を供述する同僚も、

オンライン記録により、当該期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。また、E社からは、「雇用保険の加入記録が確認できる期間については、申立人は、当社に勤務していたとは思われるものの、加入期間があまりに短いことから、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」旨の供述が得られた。

加えて、申立期間当時、申立人が勤務していた事業所の名称について供述する同僚等は見当たらず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年ごろから46年4月21日まで
② 昭和47年8月20日から48年12月ごろまで
③ 昭和49年10月1日から53年12月ごろまで

私は、A社に勤務していた期間のうち申立期間①及び②が、B社に勤務していた期間のうち申立期間③が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A社に約3年半勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入期間が昭和46年4月21日から47年8月1日までの1年4か月のみとされていることに納得がいかない旨を主張している。

しかし、当時の複数の同僚からは、申立人が申立期間①及び②において、A社に勤務していた旨の供述は得られない上、当時、同社で事務全般を担当する同僚は、「A社では、成績が一定基準に達して正社員となるまでは試用期間とされており、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には、正社員となった時点で一緒に加入させていた。」旨の供述が得られたところ、申立人の同社での雇用保険加入記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②について、B社で厚生年金保険に加入していることが確認できること、及びC社（平成22年4月13日にB社から名称変更）が保管する人事記録においても、B社に職員として勤務していることが確認できる。

2 申立期間③について、C社が保管する人事記録から、申立人は、昭和47年8月1日から49年9月30日までは「職員」の身分により、同年10月1日から50年6月20日までは「嘱託」の身分により、B社に外勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「外勤職員は、職員登用後も、ノルマの達成状況によっては身分が嘱託となる場合があり、嘱託の身分となれば厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」旨を供述している。

また、当時の複数の同僚からは、申立期間③のうち、昭和50年6月20日以降、申立人がB社に勤務していた旨の供述は得られず、当該期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。